記載例1－1　特区・地域再生

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	実現希望区分	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	要望事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案分野	提案主体名	提案主体分類コード	都道府県	都道府県コード	提案者連絡先 ※非公開情報 市区町村	町名・番地	担当者連絡先（担当者名）	担当者連絡先（電話番号）	担当者連絡先（FAX番号）	担当者連絡先（e-mailｱﾄﾞﾚｽ）	公開の可否	公開「否」の理由	その他（特記事項）
	A. 特区又は地域再生		仮ナンバー取り付け要件の緩和	現行法で規定されている仮ナンバーについて、一定の要件を満たしている場合には、ビニール製のもの等の簡易なもので代用可能とする。	輸入自動車の輸送コストの削減を図ること等により、国際的に通用する港の構築を目指す。 具体的には、自動車専用船から自動車を陸揚げし、公道を通過し自社の整備工場に回送する場合に、現行法で必要な仮ナンバーについて、大量かつ定型的であり、地域と事業者が限定されていることから、仮ナンバーを廃止するかもしくは簡素化する。簡素化する場合にあっては、現行の車体への取り付け式から、ビニール製のもの等を貼付するなど簡易なものとする。それにより、取り付け時間の短縮が図れコストの削減につながる。 提案理由： D港では、自動車の陸揚げ数が膨大な数に上り、現行法では仮ナンバーが必要なため、その取り付けにかかるコストも甚大なものがある。また、現行の仮ナンバーは車体へ取り付ける必要があるため、販売前の車両に傷がつくおそれもある。そこで、本特例措置により、膨大な数の車両へのナンバー取り付けにかかる時間については、月間で約700時間の大幅な短縮が見込め、コスト削減につながる。また、車両へ傷がつく懸念も解消される。 代替措置： 対象となる企業が限定され、かつ走行範囲も限られていることから、道路運送車両法に基づく正式の仮ナンバーでなくとも簡易な方法を講ずることは可能である。たとえば、ビニール製のものなど、簡易なものを掲示することにより、正式な仮ナンバーと同等の安全確保が図れると考える。		道路運送車両法第34条、第35条	国土交通省	03 産業活性化関連	B株式会社	g 民間企業	A県	** A県	C市	○○○1－1－1	特区　太郎	**-****-**** （内線 **）	**-****-****	***@***.**.**	公開		添付資料①：コスト削減効果の算定根拠 ※再提案
【記載にあたっての留意事項】	特区又は地域再生での実現を希望する場合は「A. 特区又は地域再生」、特区、地域再生又は全国でのどちらでもよい場合（どちらか不明な場合）は「C. 特区・地域再生又は全国」を選択して下さい。 ※ﾌﾟﾙﾀﾞｳﾝﾒﾆｭｰから選択して下さい。	拡充提案・関連提案を希望する場合のみ、対象となる規制の特例措置の番号・名称を選択して下さい。 ※ﾌﾟﾙﾀﾞｳﾝﾒﾆｭｰから選択して下さい。	具体的事業を実現するために必要な措置の事項名を記載して下さい。	以下の点に留意して、規制の特例事項や地域再生の支援措置の具体的な提案内容を記載して下さい（**250字以内**）。 ①問題となる規制をどの様に変えたいのか、どの様な支援措置を講じたいのかについて要点をまとめて端的に記載して下さい。 ②規制を撤廃する提案であるのか、数量等を緩和する提案であるのか、その他どの様な制度改革により支援措置を講じたいのかを明確にして下さい。（数量等の緩和について提案する場合は、どの程度（どこまで）緩和する必要があるのかを明確にして下さい。）	以下の点に留意して、提案する措置を活用して実施しようとする事業の概要と提案理由を**700字以内**で記載して下さい。（700字を超える場合は、別様に記載のうえ添付し、「その他（特記事項）」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載して下さい。また、本欄には700字以内で全体概要を記載して下さい。） ①どのような経済的社会的効果を想定しているのか、可能な限り定量的に示すこと。 ②事業の区域として想定している地域の特性を明確にすること。 ③現状の規制の問題点、規制の特例を創設しなければ事業の実施ができないとする根拠(必要性)、また、地域再生のために支援措置が必要となる根拠を明確にすること。 ④これまでに事業の実施を断念した事例があるなど、提案に至った経緯を明確にすること。 ⑤既に認められている規制の特例事項や地域再生の支援措置等の拡充については、現行の特例や支援措置等では不十分であるとする理由を明確にすること。 ⑥これまで提案が認められなかった事項については、関係省庁の懸念に対する具体的な解決方法や具体的な効果等を明確にすること。 ⑦特例の適用にあたって、何らかの弊害が発生する可能性がある場合は、弊害発生防止の措置（代替措置）の内容、責任主体等を明確にすること。 【拡充提案の場合】 規制の特例措置にかかる要件や手続に関する問題点や、やりたいとする事業等に活用できない、又は活用しづらいとする理由を明確に記載すること。 【関連提案の場合】 規制の特例措置に関連する別の規制等に関する問題点や、やりたいとする事業等に活用できない、又は活用しづらいとする理由を明確に記載すること。	複数の規制に対し特例措置を設け、それらを組み合わせて実現したい場合には、該当の項目に同じプロジェクト名を記載して下さい。	規制や支援措置の根拠、又は改正すべきであると考える法令等の名称及び該当条項等を記載して下さい。 該当法令等の法律、政令、省令、告示、通達の別が分かるようにして下さい。	対象根拠法令等を所管する省庁名を記載して下さい。	提案の分野について、該当するコードを選択して下さい。 ※ﾌﾟﾙﾀﾞｳﾝﾒﾆｭｰ「01～13」の中から選択して下さい。	提案主体名を記載して下さい。 複数の主体による共同提案である場合は、当該複数主体を全て”、(読点)”で区切り、併記して下さい。 **個人での提案の場合は、「個人」と記載して下さい。**	提案主体の分類について、該当するコードを選択して下さい。 ※ﾌﾟﾙﾀﾞｳﾝﾒﾆｭｰから選択して下さい。	提案主体の所在する都道府県について、記載して下さい。複数の都道府県にまたがる場合は、全ての都道府県名を記載して下さい。	提案主体の所在する都道府県について、※ﾌﾙﾀﾞｳﾝﾒﾆｭｰから該当するコードを選択して下さい。 複数の都道府県にまたがる場合は、「50 その他」を選択して下さい。	住所地の市区町村名を記載して下さい。	住所地の市区町村名以降を記載して下さい。	担当者名を記載して下さい。	担当者の電話番号を半角数字で記載して下さい。	担当者のFAX番号を半角数字で記載して下さい。	担当者のe-mailｱﾄﾞﾚｽを半角英数字で記載して下さい。（ﾊｲﾊﾟｰﾘﾝｸは設定しないで下さい。） 複数の主体による共同提案である場合は、その連絡担当となる方を記入して下さい。 提案内容の詳細について、当該連絡先に当事務局から連絡・確認させて頂くことがありますので、ご了承願います。（また、評価・調査委員会での審議への出席について、ご連絡をさせて頂く場合があります。）	【提案書は公表が前提です。提案書の全てを非公開とする提案については、検討の対象として扱うことはできませんので、予めご了承下さい。】 「公開」又は「非公開部分有り」の別を選択して下さい。 ※ﾌﾟﾙﾀﾞｳﾝﾒﾆｭｰから選択して下さい。	「非公開部分有り」の場合は、非公開とする箇所及びその理由を具体的に記載して下さい。 「公開」の場合は、記載する必要はありません。	事業の実施内容、提案理由を補強する資料（新聞記事、研究会報告書等等）がある場合は、添付資料として提出して下さい。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙して下さい。 また、他の措置事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合等については、他の措置を用いた事業等との関係を記載して下さい。 **再提案としてご提案いただく場合には、この欄に「※再提案」と記載して下さい。**

措置の適用にあたって代替措置を講ずる場合は、その代替措置の内容等を記載して下さい。
※「代替措置」とは規制改革を実現する際に、安全面等での懸念がある場合に何らかの措置を行うことで、その懸念をなくすことを言います。

これまで提案が認められなかった事項については、関係省庁の懸念に対する具体的な解決方法や、具体的な経済的・社会的効果等を明確にすることがポイントです。

単独でも、複数でも提案は可能です。
また、提案の提出に当たって、地方公共団体等への照会は不要です。

提案書は公開が前提です。提案書の全てを非公開とすることはできません。本欄には、「公開」「非公開部分有り」の別を記載して下さい。
※ 「公開」とした場合でも、個人の提案の場合は、「提案主体名」欄については、「個人」と公表されるのみで、氏名は公表されません。

※ 同一提案主体が複数の提案を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい（適宜、行を追加して下さい。）。

※ 1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせて講じることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けます。関係省庁を一堂に集めた協議等により、プロジェクト全体の実現を目指します。

※ 過去の募集において提出された提案について、再度提案を行う際には、実現可能性を高めるためにも、これまでの関係省庁からの回答を踏まえた内容の提案をお寄せ下さい。

※ 関係省庁等への苦情、単に税財源措置の優遇を求めるものは、募集の対象となりません。該当するものが提出された場合には、受付をお断りさせていただくこともあります。